

(別紙2)

## 平成31年度(令和元年度)小城市立小中学校外国語講師(A L T)配置業務委託仕様書

本仕様書は、標記業務委託の業務標準内容を定めるものである。

### 1. 実施場所及び対象児童・生徒数等

学校名	住所	学年	児童・生徒数	クラス数
小城市立桜岡小学校	小城市小城町 166 番地	3～6年	309人	8(4)
小城市立三里小学校	小城市小城町栗原 1256 番地	3～6年	41人	4(2)
小城市立晴田小学校	小城市小城町畑田 2099 番地	3～6年	214人	8(4)
小城市立岩松小学校	小城市小城町岩蔵 1941 番地	3～6年	129人	4(2)
小城市立三日月小学校	小城市三日月町長神田 1680 番地	3～6年	512人	16(8)
小城市立牛津小学校	小城市牛津町柿樋瀬 922 番地	3～6年	306人	9(4)
小城市立砥川小学校	小城市牛津町上砥川 1405 番地	3～6年	102人	4(2)
小城市立芦刈小学校	小城市芦刈町三王崎 14 番地	3～6年	167人	5(2)
小城市立小城中学校	小城市小城町松尾 4104 番地	全学年	507人	15
小城市立三日月中学校	小城市三日月町長神田 1650 番地	全学年	360人	12
小城市立牛津中学校	小城市牛津町牛津 549 番地	全学年	255人	8
小城市立芦刈中学校	小城市芦刈町三王崎 14 番地	全学年	127人	5

※クラス数の( )内の数は、小学校3・4年生のクラス数【内数】

### 2. 業務内容

#### (1) 受託業者の共通業務

- ①下記4「A L Tの要件等」に定める条件を満たすA L Tの配置
- ②小城市教育委員会及び実施場所との連絡体制の整備(窓口業務)
- ③小・中学校及び実施場所からの連絡調整役となる日本人コーディネーターの配置
- ④A L Tの適正配置のためのコーディネートまたは提案業務
- ⑤A L Tの年間配置計画作成のための、学校調整及び学校間調整業務
- ⑥A L Tの適正管理(労務管理を含む)及び研修、教育指導
- ⑦A L Tの勤務実績状況等の報告
- ⑧本事業の成果検証のためのアンケート等の実施及び報告書の提出
- ⑨国際理解教育に関するコンサルティング
- ⑩国際理解教育の活動内容企画及び提案
- ⑪長期休業期間中の教員に対する研修の企画、運営、研修マニュアルの作成

#### (2) 小学校における業務等

- ①対象児童は、市内8小学校の3～6学年の児童
- ②A L T配置の業務量は、3・4年生が1クラス年間28回(35回の80%)、5・6年生が1クラス年間56回(70回の80%)の外国語活動等を実施するために必要な日数とす

る。

- ③学級担任をアシスタントする活動及び外国語活動
- ④学習指導要領に基づく年間活動計画等に関する情報提供及び企画提案
- ⑤小学校の学年に応じた活動及び国際理解教育の実施
- ⑥外国語活動等の実践に必要な教材の開発及び作成
- ⑦外国語活動等に伴う報告書の作成
- ⑧日本人コーディネーターの訪問計画、訪問及びA L T 指導報告書の作成
- ⑨教科等研究会または各種研究授業等への参加
- ⑩本事業の成果検証への協力
- ⑪その他、小城市教育委員会と受託者が協議のうえ決定した業務

### (3) 中学校における業務内容等

- ①対象は、市内4中学校の全学年、全クラス、全生徒
- ②A L T 配置の業務量は、1クラスが週1回の英語授業を実施するために必要な日数とする。
- ③学習指導要領に基づく年間活動計画等に関する情報提供及び企画提案
- ④日本人教員をアシスタントする英語授業
- ⑤英語授業に必要な教材の開発及び作成
- ⑥英語授業に伴う報告書の作成
- ⑦日本人コーディネーターの訪問計画、訪問及びA L T 指導報告書の作成
- ⑧外国語関連の部活動等への協力
- ⑨英語コンテスト等にむけた生徒への指導助言
- ⑩英語コンテスト等関連業務の審査または参加
- ⑪教科等研究会または各種研究授業等への参加
- ⑫本事業の成果検証への協力
- ⑬その他、小城市教育委員会と受託者が協議のうえ決定した業務

## 3. A L T の業務日時等

- (1) 業務日は月曜日から金曜日とし、土曜日、日曜日、国民の休日に関する法律に規定する休日、学校の休校日、及び小城市教育委員会が指定する日は配置しないものとする。但し、実施場所において行事等の都合上これらの日に外国語指導講師の就業を要する場合はこの限りではない。
- (2) 業務時間は、原則として午前8時30分から午後4時30分の間で1日7時間以内とする。
- (3) 上記3.(1)(2)の詳細は、協議・合意の上、別途定めるものとする。
- (4) 小城市教育委員会が、上記3.(1)(2)(3)で規定した業務日時以外に外国語指導講師の業務を要する場合、追加業務日時分の追加派遣料を支払うか、予定された就業日時の中で振替えることができる。

## 4. A L T の要件等

- (1) 配置するA L T については、次の資格条件を満たすこと。ただし、②・③・④については、いずれか1つを満たすこととする。
  - ①英語を母語とする英語圏諸国の出身者であること。ただし、英語圏諸国以外の国の出身者

であっても、英語の実用的能力を有する者であれば、資格として認める。

- ②大学の学士号取得者、あるいは3年間以上の初等学校、もしくは中等学校の教員養成課程を修了した者であること。
- ③語学教師としての資格を有する者で、国際理解教育に熱意のある者。
- ④語学教師またはALTとして従事した経験があり、英語教育に熱意のある者。
- ⑤適切なビザによって日本に招聘された者または、ALTとしての業務に就くために適切なビザを持つ者。
- ⑥心身ともに健康であること。
- ⑦日本国法令を遵守すること。

(2) (1) の資格要件を満たすほかに、次の資質を備えたALTの配置が望ましい。

- ①英語の発音、リズム、イントネーション、発声において優秀であり、かつ現代の標準的な言語力を備えていること。また、文章力、文法力が優れていること。
- ②日本について関心があり、進んで日本に対する理解を深めようとする意欲があること。
- ③小城市における教育に関心があること。
- ④積極的に子どもたちとともに活動することに意欲があること。
- ⑤小城市内の生活に適応する能力を有し、職務に従事すること。英語を母語とする者又は同等の能力を有する者。

## 5. 業務の履行

- (1) 受託者は、業務の趣旨に従い、責任をもって業務を完遂すること。
- (2) 受託者は、円滑化な業務の履行のために業務責任者（管理者）を定め、小城市教育委員会に通知すること。
- (3) 受託者は、業務を履行するにあたり、事前に日本人コーディネーターと各小中学校に配置するALTを小城市教育委員会に通知すること。
- (4) 受託者は、配置されたALTに支障が生じ、変更が必要な場合には、直ちに小城市教育委員会へ報告し、代替りのALTを配置するなど必要な措置をとること。
- (5) 受託者は、業務の履行状況を把握し、適宜小城市教育委員会に報告すること。

## 6. 委託料の支払い方法

毎月の勤務実績状況の報告を受理して業務完了を確認した後に、受託者の口座に振込みで支払うものとする。

## 7. その他

- (1) 受託者は、ALTの使用者として労働関係法上の全ての責任を果たすとともに、適切な教育指導と業務命令を行うこと。
- (2) 業務委託契約期間中、各学校のクラス数などの増減によりALTの配置人数等に変更が必要な場合は、小城市教育委員会と受託業者が十分な協議のうえ契約を変更することができる。
- (3) 本仕様書の定めのない事項については、小城市教育委員会と受託業者が十分な協議のうえ決定する。